

I 生徒心得

◎礼 儀

礼は人と人との間に自然に発露する敬愛と親和の情を表すものである。

他から強制されるものでなく自ら発せられるものであることを知らなくてはならない。

- 1 教師や来客に対しては、挨拶し、言語を慎み、無作法にならぬように心掛けなくてはいけない。
- 2 生徒相互の間においては、親しみの情を持って互いに挨拶をかわす。
- 3 粗野、下品な言葉をさけ、正しく明快な言語を用いるようにする。
- 4 廊下は静かに右側を歩く。
- 5 校長室・職員室・研究室・授業中の教室、集会中の場所に入出入りする時は、会釈をする。

◎服装・身だしなみ等の規定

服装は清潔・端正を旨とし、華美にならないように留意しなければならない。

	冬服期間 (4月・11月～3月)	中間服期間 (5月～6月・9月～10月)	夏服期間 (7月～8月)
男子			
女子			

(1) 冬 服

男子 本校指定のブレザー、長袖ワイシャツ、ネクタイ、ズボンを着用する。

女子 本校指定のブレザー、長袖ブラウス、リボン、スカートまたはスラックスを着用する。

本校指定のセーター及びベストを着用できる。

(2) 中間服 (男女共通)

冬服・夏服の着用規定による。

(3) 夏 服

男子 本校指定の半袖ワイシャツ、ズボンを着用する。

女子 本校指定の半袖ブラウス、スカートまたはスラックスを着用する。

(4) 女子のスカート丈は膝の中心までの長さとする。

(5) その他

インナーウェアは、白・肌色（ベージュ）・灰色（ライトグレー）の単色とする。

校内生活に限り、体温調節のためセーターでの活動ができる。

セーターでの登下校は認められない。

朝の挨拶、帰りの挨拶の際は上着を着用する。

防寒着としてコート・ジャンパーを着用する場合は、単色で紺または黒、グレーのものとする。

校内での着用は認められない。

(6) 着用期間

下記を着用の目安とするが、気温・気候、または体調に合わせて各自で判断し着用する。

冬 服 4 月、11 月～3 月

中間服 5 月 ～ 6 月、9 月～10 月

夏 服 7 月 ～ 8 月

防寒着 11 月 ～ 4 月

(7) 校内外活動の服装

校内の活動 登下校の服装は、原則として制服を着用する。

（特別な場合は異装届を提出する）

休日、長期休暇中の登下校は、学校指定・部活動指定の服装を認める。

校外の活動 基本は、制服を着用するが、顧問の指示に従う。

(8) 通学用靴

靴は黒・茶の革靴とする。

(9) 実験・実習用の服装については「実験実習心得」に定める。

(10) 頭髪等

男女共通

頭髪は常に清潔で端正であること。また、頭髪を加工しない。（色・パーマ等）

眉毛・まつ毛・まぶたの加工をしない。（整形等）

化粧をしない。

装身具を着用しない。（ピアス・指輪等）

男 子

髪の毛が眉・耳・後ろ襟を隠さない。

女 子

髪が目にかからないようにする。

髪が肩にかかる場合は髪をしばる。

髪飾りは華美でないものとする。

髪をまとめる及びとめる時はゴム又はアメピンを使用する。（黒・紺・茶）

(11) 靴下

靴下は「白・黒・紺」の単色で、ワンポイント程度の刺繍のものとする。

アキレス腱が覆われる長さが望ましい。

ストッキング(女子)無地のもので黒または肌色のものとする。

(12) ベルト

ベルトは革靴と同色のプレーンベルトとする。

(13) 通学用靴

「学生靴・スポーツバックを原則」とするが、肩に背負う型のものでもよい。

ただし、他校指定の靴の使用は認めない。

◎校内生活

学校は個々の生徒の学習の場であるとともに、生徒全体の学習の場であることを自覚し、特に責任をもって秩序ある行動をとらなければならない。

1 登校から下校

- (1) 生徒は始業5分前までに登校し、落ち着いて授業が受けられるよう準備をしておく。
- (2) 登校後は校外に出てはならない。やむを得ない理由で外出する時は、事前に学級主任の許可を得て、所定の届けを提出して外出する。(外出届)
- (3) 規定の下校時刻には必ず下校しなければならない。
 - (ア) 部活動などで残留した生徒の下校時刻については下記のとおりとする。

4月～10月 部活動終了 18:30 完全下校 19:00

11月～翌3月 部活動終了 18:00 完全下校 18:30

(イ) 部活動により上記より遅くなる時は、顧問の指導に従うこと。

(ウ) 掃除終了後、校舎を使用したものは、戸締まり・消灯を励行すること。

2 出欠席について

- (1) 病気その他やむを得ない理由で欠席・遅刻する時は、定められた方法を用いて学級主任に連絡をする。
- (2) 登校後、やむを得ない理由で欠課または早退しようとする時は、諸届け用紙に記入し、必要に応じて保護者捺印のうえ学級主任に提出する。

3 清潔・整頓

- (1) 教室・廊下等は常に清潔にし、乱雑・不潔にならないように留意する。

4 校舎・校具・教材等の保全

- (1) 学校の建物・設備・備品等は大切に取り扱い、破損・紛失しないようにし、校具使用後は必ずもとの場所に整頓しておく。
- (2) 学校の建物・設備・備品等を破損・紛失した時は、すみやかに学級主任または系の教師の指示を受けるとともに届け出を出す。事由によっては弁償する。(施設設備破損届)
- (3) 特別教室その他、必要のない場所へみだりに出入りしてはいけない。

5 所持品

- (1) 学校生活に必要な教科書・用具以外の物を学校に持参してはいけない。
- (2) 被服その他、所持品には必ず氏名を明記しておく。
- (3) 教科書・用具等は持ち帰ること。
- (4) 生徒として好ましくない書物や危険な刃物等を絶対に所持してはいけない。
- (5) 必要以上の金銭を所持してはいけない。
- (6) 物品の拾得遺失・盗難にあった場合は、速やかに学級主任に届け出る。
- (7) やむを得ない時以外は、生徒相互間の金銭・物品の貸借をしてはいけない。
- (8) 許可なくして金銭を徴収したり、物品を販売してはいけない。
- (9) 他人の教科書・学用品・衣類・履物・実験実習用具等には、みだりに手をふれてはいけない。
- (10) 携帯電話の校地内での使用を禁止とする。ただし、携帯電話を校内に持ち込む場合は、電源を切り、自己の責任において管理すること。

6 災害の防除

- (1) 火気には充分注意し、教師の許可なくして火気を取り扱ってはいけない。
- (2) 火気その他校内に異常を認めた時は、すみやかに教師に報告し、その指示を受ける。
- (3) 学校またはその付近に火災その他非常事態が発生した時は、直ちに登校し教師の指示を受けて協力する。

7 団体結成・集会・出版物等

次の場合には必ず生徒課を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 団体を結成するとき。
- (2) 集会を開くとき。
- (3) 出版物を出すとき。
- (4) 集会・掲示等のため、学校の建物・備品等を使用するとき。
- (5) 署名運動をするとき。

8 掲示物等に関しては、必ず生徒課に願い出て、許可を受けなければならない。(生徒課検印)

9 政治的活動等

- (1) 学校の教育活動(授業、生徒会活動、部活動等)の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止とする。
- (2) 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限又は禁止する。

◎校外生活

校外においても学校の延長と考え、高い誇りと自覚に基づいて良識ある行動をし、進んで社会の模範となるよう、不断の研修を心掛けなければならない。

- 1 外出の時は、学生らしい清楚な衣服を着用し、常に態度・言葉遣いに注意する。
- 2 通学困難で知人その他の家に下宿する時は、届けを校長に提出すること。(下宿届)
- 3 身上を変更した時、直ちに校長に提出する。(身上変更届)
- 4 アルバイト
 - (1) 新入生は1学期間アルバイトを禁止とする。
 - (2) 長期休業中にアルバイトをする時には、保護者の承諾を受け、アルバイト許可を校長に提出し、その許可を受けなければならない。(アルバイト許可願)
 - (3) 長期休業中以外の日におけるアルバイトは認めないことを原則とするが、家庭の状況により、保護者からアルバイト許可願の申請があり、条件を満たしている場合に限り、特別に許可をすることもある。(特別アルバイト許可願)
- 5 外出・外泊
 - (1) 夜間の外出はなるべく避け、やむを得ない時は10時までには必ず帰宅する。
 - (2) 外泊する時には、必ず保護者にその目的・外泊場所・同行者・帰宅の時間等を告げる。
- 6 健全な娯楽を選び、不健全な娯楽や危険な遊びをしてはならない。
- 7 旅行・登山・キャンプ・合宿(部活動の合宿は除く)その他の危険を伴う行為は必ず事前に願いを提出して校長の許可を受けなければならない。(旅行許可願)
- 8 他校生との間においては、偏見や対立的感情をもつことなく、互いに尊敬の情を失わないように心掛ける。
- 9 男女の交際は清純・明朗であること。
- 10 校外で事故または問題のあった時は、直ちに学校へ連絡しなければならない。
- 11 政治的活動等
放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、適切に判断して行ってよい。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがある。

【諸願届】

下記の諸届については所定の手続きをすること。

- 1 休学願 2 復学願 3 転学願 4 退学願 5 復校願
- 6 身上変更届 7 下宿届 8 旅行許可願(学割証発行申込書)
- 9 アルバイト許可願 10 特別アルバイト許可願

《細 則》

1 外出時の服装 清潔な服装とする。

2 アルバイト

(1) アルバイトについての基本的観点

生徒の本文は、学業であることをふまえた上でアルバイトは保護者の判断と責任において所定の許可願を学校に提出し、以下の基準に照らして学校が許可を決するものとする。

(2) アルバイト許可願を提出すること。

(3) アルバイトを許可しない場合

ア 教科面で不合格科目がある場合

イ その生徒が謹慎中である場合

ウ 宿泊を伴うアルバイト

エ 危険、有害な仕事内容

オ 21 時以降の仕事

カ 1 日に8時間を超える労働

キ 保護者の同意のないもの

ク その他労働基準法に違反する仕事内容

(4) アルバイト禁止の対象

次の場所はいかなる仕事内容でも禁止

ア 主に酒類を提供する飲食店

イ 遊技場（パチンコ店・カラオケボックス等）

(5) アルバイトの最大日数

長期休業中の半数以内の日数とする。

（例えば、夏休み中のアルバイトはその総計が 20 日を超えないこと）

(6) アルバイト許可の特例

長期休業中以外の日におけるアルバイトは認めないことを原則とするが、家庭の状況により、保護者からアルバイト許可願の申請があり、条件を満たしている場合に限り、特別に許可をすることもある。

ア 上記(3)のイ、ウ、エ、カ、ク、並びに(4)の条項に違反しないこと。

イ 学校を遅刻・早退・欠席しなければならないアルバイトでないこと。

3 不健全娯楽場の範囲

(1) 一切の立ち入り禁止

ア 主に酒類を提供する飲食店

イ パチンコ店・風俗営業店等、その他 18 歳未満立ち入り禁止表示のある場所

ウ 競輪場・競馬場・競艇場等のギャンブル場

※ 判断に迷う場合は学校に問い合わせること。

4 旅行・登山・キャンプ等の扱い

(1) 許可の条件

- ア サイクリング・旅行・キャンプ・スキー等は個人・グループに問わず、保護者が同意すれば認めるものとする。
- イ 当該生徒から旅行などの許可申請があった時は、学級主任は、その保護者と連絡を取り、保護者が承認していることを確認しなければならない。
- ウ 冬山登山・ツアースキーは県教育委員会の許可を受けさせることを前提とする。

◎運転免許取得について

Ⅰ 四輪車

許可制で認める。→ 原則として就職内定者についてのみ許可制で認める。

条件(1) 集団入校制度をとる。

ア 教習生徒把握上 イ 便宜(連絡・送迎・割引)上。

ウ 生活指導上 エ 交通安全指導上

※ 入校日は2学期末テスト終了日以降とする。

原則として公安委員会公認の教習所であること。未公認の場合は、身内の者が教官もしくは職員である場合に限り認める。

(2) 学習指導面での条件

- ア (ア) 1学期末の成績で欠点を有している者は1月以降の入校とする。
(イ) 2学期末の成績で欠点を有している者は卒業テスト後の入校とする。
(既に教習を受けている者は卒業テスト終了まで教習を停止する。)
- イ 教習・検定試験を認めない日を設ける。
(ア) 定期考査の7日前から終了まで。卒業試験の7日前から終了まで。
(イ) 指導日、学校行事日。

(3) 進路指導面での制限

- ア 進路が未定であっても、就職希望者については、1月以降入校を認める。
- イ 就職以外の進路内定者については、3 学期学年末テスト終了日以降、入校を認める。

(4) 校則違反者の制限

- ア 交通関係の謹慎指導を受けた者は1月以降とする。
※入学時より交通安全教育の立場から校則違反防止を呼びかけ、違反者には制限が加わることを周知させる。

(5) 検定受検日の欠席について

- ア 検定受検日は原則として欠席を認めないが、やむをえず欠席する場合は事故欠扱いとし、最大3日とする。※ 違反した場合は謹慎指導もある。

(6) 免許証の扱いについて

ア 仮免許は教習中は自動車学校が保管し、その後は本校生徒課が保管する。

イ 本免許試験は卒業式以降に受験し、免許の取得をする。

2 二輪車

(1) 自動二輪免許および原付免許の取得は原則として認めない。